

訪問型介護予防サービス(A2)サービスコード表



令和4年4月

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位
		サービス費 (独自)	事業対象者・要支援	週回数	単位数		
A2 1111	訪問型介護予防サービスⅠ	イ 訪問型サービス費 (独自)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2	週1回程度	1,176	単位	1,176 1月につき
A2 2111	訪問型介護予防サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・2	週1回程度	39	単位	39 1日につき
A2 1211	訪問型介護予防サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費 (独自)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2	週2回程度	2,349	単位	2,349 1月につき
A2 2211	訪問型介護予防サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・2	週2回程度	77	単位	77 1日につき
A2 1321	訪問型介護予防サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費 (独自)(Ⅲ)	事業対象者・要支援2	週2回を超える程度	3,727	単位	3,727 1月につき
A2 2321	訪問型介護予防サービスⅢ日割		事業対象者・要支援2	週2回を超える程度	123	単位	123 1日につき
A2 2411	訪問型介護予防サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費 (独自)(Ⅳ)	事業対象者・要支援1・2	週1回程度 ※1月の中で全額で4回まで	268	単位	268
A2 2511	訪問型介護予防サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費 (独自)(Ⅴ)	事業対象者・要支援1・2	週2回程度 ※1月の中で全額で8回まで	272	単位	272 1回につき
A2 2621	訪問型介護予防サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費 (独自)(Ⅵ)	事業対象者・要支援2	週2回を超える程度 ※1月の中で全額で12回まで	287	単位	287
A2 1411	訪問型介護予防短時間サービス	ト 訪問型サービス費 (独自)(短時間サービス)	事業対象者・要支援1・2	20分未満 ※1月につき全額で22回まで	167	単位	167
A2 6001	訪問型介護予防サービス同一建物減算		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合				所定単位数の 10% 減算 1月につき
A2 8000	訪問型介護予防サービス特別地域加算		特別地域加算				所定単位数の 15% 加算 1月につき
A2 8001	訪問型介護予防サービス特別地域加算日割						所定単位数の 15% 加算 1日につき
A2 8002	訪問型介護予防サービス特別地域加算回数						所定単位数の 15% 加算 1回につき
A2 8100	訪問型介護予防サービス小規模事業所加算		中山間地域等における小規模事業所加算				所定単位数の 10% 加算 1月につき
A2 8101	訪問型介護予防サービス小規模事業所加算日割						所定単位数の 10% 加算 1日につき
A2 8102	訪問型介護予防サービス小規模事業所加算回数						所定単位数の 10% 加算 1回につき
A2 8110	訪問型介護予防サービス中山間地域等提供加算		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算				所定単位数の 5% 加算 1月につき
A2 8111	訪問型介護予防サービス中山間地域等提供加算日割						所定単位数の 5% 加算 1日につき
A2 8112	訪問型介護予防サービス中山間地域等提供加算回数						所定単位数の 5% 加算 1回につき
A2 4001	訪問型介護予防サービス初回加算		初回加算				200単位加算 200
A2 4003	訪問型介護予防サービス生活機能向上連携加算Ⅰ		リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100単位加算	100
A2 4002	訪問型介護予防サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200
A2 6269	訪問型介護予防サービス処遇改善加算Ⅰ		ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の137/1000 加算	
A2 6270	訪問型介護予防サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の100/1000 加算	
A2 6271	訪問型介護予防サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 55/1000 加算	
A2 6273	訪問型介護予防サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の	90% 加算	
A2 6275	訪問型介護予防サービス処遇改善加算Ⅴ			(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の	80% 加算	
A2 6278	訪問型介護予防サービス特定処遇改善加算Ⅰ		ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の63/1000 加算	
A2 6279	訪問型介護予防サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の42/1000 加算	